貸切バス運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和5年8月)

8月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	累積点数
1	千歳相互観光バス株式会社（法人番号7430001043799） 代表者沼田聖	北海道千歳市里美2丁目1－5	本社営業所	北海道千歳市里美2丁目1－5	R5.08.24	文書警告	道道路運送法第27条第3項	令和5年4月24日及び令和5年6月23日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。（1）点呼の記録事項義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第24条第5項）、（2）乗務員台帳の記載事項義務違反（運輸規則第37条第1項）	0	0
2	合同会社GROUP－A&COMPANY（法人番号6430003012778） 代表者倉本圭一郎	北海道札幌市白石区東札幌5条1丁目2番20号	本社営業所	北海道札幌市白石区東札幌5条1丁目2番20号	R5.08.24	処分日車数10日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.（6）により文書警告	道道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項	令和5年5月9日、新規許可等を端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。（1）運送引受書の記載事項義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第7条の2第1項）、（2）乗務員台帳の記載事項義務違反（運輸規則第37条第1項）、（3）整備管理者の研修受講義務違反（運輸規則第46条）、（4）輸送の安全にかかわる公表情報の報告義務違反（運輸規則第47条の7第1項）	1	1
3	虹色トラベル株式会社（法人番号7430001060704） 代表者高橋実	北海道札幌市手稲区曙2条3丁目423番地63	本社営業所	北海道札幌市手稲区曙2条3丁目423番地63	R5.08.24	処分日車数30日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.（6）により文書警告		令和5年6月13日及び令和5年7月18日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。（1）運行記録計による記録義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則第26条第1項）	3	3
4	JOEUNBUS株式会社（法人番号6060001019994） 代表者西山祐志	東京都台東区寿1丁目5番10号	札幌営業所	北海道札幌市東区本町2条10丁目3－15	R5.08.24	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項	令和5年7月20日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。（1）輸送の安全にかかわる公表情報の報告義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項）	0	0
	以下余白									